

新 市 建 設 計 画

平成 17 年 3 月

豊川市・一宮町合併協議会

平成 26 年 12 月変更

平成 31 年 3 月変更

豊川市

目 次

1. はじめに	
(1) 合併の必要性	1
(2) 計画策定の方針	4
2. 新市の現況と課題	
(1) 新市の現況	5
1) 概況（位置と地勢、歴史的特性、自然資源等）	5
2) 交通環境	6
3) 人口動向	6
4) 産業動向	8
(2) 新市の課題	9
3. “まちづくり”の基本方針	
(1) 新市の将来像	1 2
(2) “まちづくり”の目標	1 3
(3) 主要指標の見通し	1 4
1) 総人口（目標人口）	1 4
2) 年齢三区分別人口	1 4
3) 世帯数	1 5
(4) 新市の都市構造	1 6
4. 新市の施策	
(1) 重点プロジェクト	1 8
(2) 分野別主要施策	2 0
1) 誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり	2 0
2) 住みなれた地域で健やかに、笑顔で暮らせるまちづくり	2 2
3) 充実した生活基盤の中で快適に暮らせるまちづくり	2 4
4) 一人ひとりが輝き人間らしく暮らせるまちづくり	2 6
5) 地域の活力が魅力につながる元気なまちづくり	2 8
6) 市民、地域とともにつくる協働のまちづくり	2 9
5. 新市における愛知県事業の推進	
(1) 愛知県の役割	3 1
(2) 新市における愛知県事業	3 1
6. 公共施設の統合整備	3 2
7. 財政計画	
(1) 歳 入	3 3
(2) 歳 出	3 4

1. はじめに

(1) 合併の必要性

1) 日常生活圏の拡大と1市1町の結びつき

豊川市と一宮町は、歴史的に深い関わりを持ち、近年では、都市地域の拡大と自動車交通や情報通信網の発達などによって、両市町の結びつきはますます強くなっています。

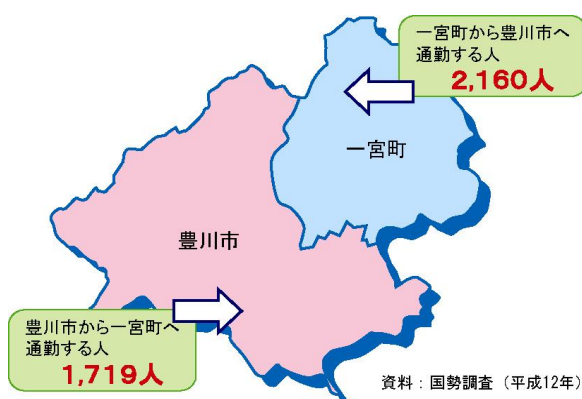
一宮町の就業者の4人に1人にあたる2,160人が豊川市に通勤し、買い物では一宮町住民の5割を超える方が豊川市で日常品を購入しています。このように一宮町の住民にとって、豊川市は、生活する上で非常に重要な都市となっています。

また、豊川市、一宮町内を貫いて流れる佐奈川、帯川は両市町の住民に共通の潤いと安らぎを与える場となっています。さらに、一宮町の豊かな自然環境は、豊川市民にとってもゆとりある暮らしの選択肢を広げる地域としての役割を持ち、両市町住民の交流を促進しています。

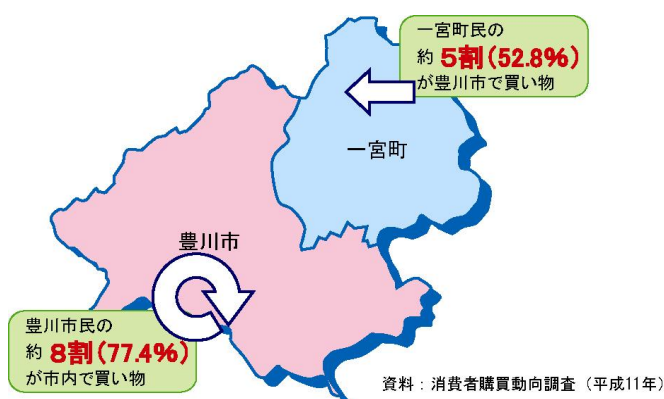
このように、豊川市と一宮町は、それぞれの地域資源を活かし、相互に支えあいながら発展し、今日ではすでに行政の圏域を意識することなく、一つの生活圏を形成しています。住民の生活圏を単位として、一体的なまちづくりを進め、行政サービスを提供することは、納税地域と便益を受ける地域が一致し、生活の利便性を高めます。

両市町は、すでにし尿処理、ごみ処理、消防、水道など、住民生活の根幹を支える仕事を共同で行っている実績があり、安定したサービスが安価に提供されています。また、同じ豊川中下流域に暮らす者として水源地を含め河川環境の保全にも共同で取り組んできました。住民生活の圏域に合わせ、行政全般について一体的な運営を行うため、合併による新市の形成が求められます。

通勤状況



購買状況



2) 新しいまちづくりの可能性

豊川市は、これまで工業・商業・農業のバランスのとれた東三河地域の拠点都市として、一宮町も自然に包まれた都市近郊の町として発展を続け、それぞれが地域の特性を活かした行政運営を行ってきました。しかし、社会構造の変化や自治体を取り巻く環境変化により、それぞれが大きな課題をかかえています。

一宮町では、古くから農業や林業が基幹産業でありましたが、就業者数の減少や高齢化によって、耕作放棄地の増加や山林の荒廃が危惧されています。また、都市化に伴い、区画整理や下水といった生活基盤の整備も喫緊の課題となっています。

一方、豊川市では、都市間競争力を高める魅力あふれるまちづくりや、中心市街地の活性化が大きな課題となっています。

また、共通の課題として、産業振興の面で、地元での雇用の確保・創出に努め、若者が定着する住みよいまちづくりを進める必要があります。

財政基盤の小さい一宮町だけでは、これらの課題の解決は困難である一方、豊川市の問題についても市内で働き、買い物をする一宮町を含めた生活圏域全体で対処することが求められます。

両市町の合併により、豊川市にとっても幅広い観点から土地利用や都市機能の見直しができることとなります。

このように、豊川市と一宮町が合併すれば、地域に共に暮らす人達が地域の課題に対して共通の認識を持ち、必要な資源を供給し、知恵を出し合う、新しいまちづくりが期待できます。

表 数字で見る新市の姿

順位	人口	(人)	農業（農業産出額）	(億円)
1	名古屋市	2,193,376	豊橋市	516
2	豊橋市	370,490	渥美町	394
3	豊田市	358,643	田原町	216
4	岡崎市	346,702	新市	191
5	春日井市	294,319	赤羽根町	142
6	一宮市	278,137	豊川市	132
7	安城市	164,556	西尾市	117
8	小牧市	146,391	安城市	103
9	刈谷市	137,366	蒲郡市	93
10	新市	136,166	豊田市	90
	豊川市	119,726	豊川市	132
	一宮町	16,440	一宮町	59

資料：愛知県人口動向調査(平成15年)

資料：生産農業所得統計(平成13年)

順位	工業（製造品出荷額等）	(億円)	商業（販売額）	(億円)
1	豊田市	94,357	名古屋市	290,471
2	名古屋市	34,505	豊田市	14,903
3	田原市	18,745	豊橋市	11,476
4	刈谷市	13,841	岡崎市	10,650
5	幸田町	12,638	一宮市	7,903
6	安城市	12,623	小牧市	6,655
7	岡崎市	12,216	安城市	6,352
8	西尾市	10,795	春日井市	5,687
9	小牧市	10,616	刈谷市	5,038
10	豊橋市	10,525	半田市	3,197
	新市（13位）	7,695	新市（12位）	2,906
	豊川市	6,370	豊川市	2,768
	一宮町	1,325	一宮町	138

資料：工業統計調査速報（平成15年）

資料：商業統計調査（平成14年）

3) 新たな時代の自治能力の向上

地方行政は大きな転換期を迎えています。バブルの崩壊後、一人ひとりのライフスタイルが多様化し、個性を重視する時代になる一方、地域格差や所得格差、教育格差が広がっています。また、少子高齢化が進展し、高齢者単独世帯の増加や要介護者の増加、現役世代の負担増などさまざまな影響をもたらすことが予想されています。

このような状況の中、従来の中央集権型の行政システムは時代に合わなくなっており、国は、地方自治体が自立し、個性を十分に発揮できる社会の構築に向けて、国と地方の役割分担や税財源の配分を見直す三位一体の改革を始め、地方分権型社会への変革を進めています。

分権型社会においては、住民に最も近い行政主体である市町村が自らの判断と責任の下に地域の特性に合わせて行政課題を解決していくことが求められます。また、行政の無駄を省き、真に地域の実態に合った行政サービスが提供されるようになることが期待できます。分権型社会を住民にとってメリットのあるものにするためにも、合併により、自治能力の向上を図り、行政と住民が一体となって、自らの知恵、財源で自らの課題を解決する真の地方自治の実現に向け取り組んでいく必要があります。

4) 将来の持続ある発展に対する懸念

わが国の財政は、先進国中でもっとも悪く、平成16年度末には、国と地方をあわせた借金が国民1人当たり563万円に相当する719兆円にものぼると見込まれています。この大幅な財政赤字は、わが国の経済に対する不安を引き起こし、地方においては、依然として厳しい経済環境にあります。

標準的な水準の行政を行うのに必要な金額に占める地方税などの収入の割合は、豊川市で約8割、一宮町では約7割となっており、不足している分を国から交付される地方交付税などで補っています。近年、国の財政状況を反映し、地方交付税の交付額が減少しており、借金によって歳入を確保している状況です。これは言ってみれば、将来の住民のサービスを削って、現在の住民のサービスに充てている状況です。今後の社会保障費の増加など、財政負担の増大も考えると、このままでは、特に規模の小さい自治体では、これまでのような行政サービスを維持することが難しくなるばかりか、将来の世代に大きな負担を残すこととなります。合併により、自治体共通の仕事をスケールメリットにより効率的に行うことにより、管理的な経費が削減でき、財政の健全性と行政サービスの水準を維持することができます。

(2) 計画策定の方針

1) 計画の趣旨

本計画は、豊川市と一宮町が合併した後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく計画を策定して、その実現を図ることにより、新市の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、基本方針を実現するための施策（新市の施策及び愛知県事業の推進）、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

3) 計画の期間

本計画の計画期間は、合併年度の平成17年度及びこれに続く20年度間（平成17年度～37年度）とします。

4) 計画策定に当たっての留意事項

計画策定に当たっては、次の事項に留意しました。

- 両市町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重するとともに、地域の自然、歴史、文化等の特徴を活かし、新市全体の住民福祉と活力の向上を目指すこと
- 新市の均衡ある発展を目指すこと
- 新市住民の交流・連携が進められるよう十分に配慮し、新市の一体性の速やかな確立を目指すこと
- 新市の建設にとって真に必要な事業等を位置づけるとともに、行財政の効率化を図り、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とすること

2. 新市の現況と課題

(1) 新市の現況

1) 概況

①位置と地勢

新市は、愛知県の南東部、東三河地域の中央部に位置し、南は豊橋市、東は新城市、北は作手村及び額田町、西は音羽町、御津町及び小坂井町に面しています。

地形的には北側に山が多く、南側にある平野部には自然が残されている河川が多く流れているなど、多様な自然環境から形成されています。

②歴史的特性

【豊川市】

豊川市は、三河国府が置かれるなど古くからこの地方の政治、経済、文化の中心として、また、交通の要衝の地として栄えてきました。特に近世においては、御油に東海道五十三次の35番目の宿駅が形成され、本坂街道（姫街道）などの街道筋のまち、豊川稲荷の門前町としての特徴が現れてきました。その後、豊川用水の全面通水、幹線道路の整備、東名高速道路豊川インターチェンジの開設などの整備に伴い、スプレー菊や大葉などの施設園芸を中心とした生産性の高い農業振興、海軍工廠跡地や豊川工業団地などへの工場誘致による工業振興、市街地再開発による商業の活性化などにより、農業・工業・商業のバランスのとれた都市として発展を遂げています。

【一宮町】

一宮町は、古くは砥鹿神社に由来する「三河一宮」として、「穂の国」の中心地といわれる長い歴史を持ち、純農村地域として栄えてきました。近年では、野菜や果物、花きなどの施設園芸による生産が伸びていますが、兼業化が進んでおり、農家数は減少傾向にあります。高度経済成長期には、東名高速道路の開通など交通条件の向上による企業進出があり、工業化への転換が図られてきました。また、企業誘致や住環境の整備の結果、人口も年々増加し、自然につつまれた都市近郊の町として発展を続けています。

③自然資源

北側には、木曾山系の本宮山連峰があり、東南に流れる一級河川豊川をはじめ中央、西端に二級河川の佐奈川、音羽川等が流れています。

本宮山ろくには、豊かな森林が広がり、自然に親しみながら散策できる登山コースがあります。また、河川にそった地域には田畑のほか、桜並木などの自然景観が広がっており、緑と水の豊かなうるおいのある環境となっています。

④面積

新市の面積は 102.05 k m²、愛知県では 16 番目の広さとなります。土地の利用状況をみると、森林・原野が 30.4%と最も多く、次いで、農用地 21.6%、宅地 18.6%となっています。

2) 交通環境

新市の中央を東名高速道路が東西に横断し、市東端に位置する豊川インターチェンジが広域交通道路網への玄関口となっています。一般道路については、国道 1 号が北西-南東方向に、国道 151 号が北東-南西方向に通り、基軸道路となっています。また、環状線として、主要地方道東三河環状線が配置されるとともに、格子状の縦軸に都市計画道路中通線、横軸に姫街道線が、またその他都市計画道路豊川新城線などが配置され、有機的な道路ネットワークを構成しています。

鉄道網としては、国道 1 号と並行して名鉄名古屋本線が通っており、国道 151 号と並行して JR 飯田線が通っています。また、名鉄豊川線が東西に走り、新市中央部の豊川稲荷駅から県都名古屋市へは約 1 時間の所要時間となっています。公共バス網については、民営のバスが 5 路線運行しています。

3) 人口動向

平成 12 年の国勢調査によると、新市の人口は、133,582 人で、5 年前（平成 7 年）に比べて 3,674 人、割合にして 2.8% の増加となっています。新市全体の人口の動向は、愛知県全体の伸び率をやや上回っていますが微増傾向にとどまっています。

平成 12 年の新市の世帯数は、43,671 世帯で、5 年前（平成 7 年）に比べて 3,349 世帯、割合にして 8.3% の増加となっています。

表 各市町の人口推移と増減率

(単位：人)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)
豊 川 市	111,730	114,380	117,327	1.05
一 宮 町	14,872	15,528	16,255	1.09
合 計	126,602	129,908	133,582	1.06
愛 知 県	6,690,603	6,868,336	7,043,300	1.05

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※H12/H7の値は、平成2年人口を「1」とした場合の平成12年人口の伸び率を指す。

表 各市町の世帯数と増減率

(単位：世帯)

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	伸び率 (H12/H7)
豊 川 市	33,254	36,000	38,893	1.17
一 宮 町	3,889	4,322	4,778	1.23
合 計	37,143	40,322	43,671	1.18
愛 知 県	2,174,110	2,358,519	2,548,219	1.17

資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※H12/H7の値は、平成2年人口を「1」とした場合の平成12年人口の伸び率を指す。

年齢三区分別の人口は、平成１２年（国勢調査）の年少人口が 16.3 %、老年人口は 14.8 %、平成 7 年（国勢調査）は年少人口 17.4%、老年人口が 12.7 %となっており、老年人口比率の増加が顕著となっています。

表 年齢 3 区分別人口の推移

(単位：人、世帯)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H2)
豊 川 市	総 人 口	111,730	114,380	117,327	1.05
	年少人口 (0～14歳)	21,640(19.4%)	19,952(17.4%)	19,216(16.4%)	0.89
	生産年齢人口 (15～64歳)	78,303(70.1%)	80,123(70.0%)	80,871(68.9%)	1.03
	老年人口 (65歳以上)	11,762(10.5%)	14,292(12.5%)	17,228(14.7%)	1.46
一 宮 町	総 人 口	14,872	15,528	16,255	1.09
	年少人口 (0～14歳)	3,057(20.6%)	2,694(17.3%)	2,532(15.6%)	0.83
	生産年齢人口 (15～64歳)	10,046(67.5%)	10,642(68.5%)	11,173(68.7%)	1.11
	老年人口 (65歳以上)	1,714(11.5%)	2,192(14.1%)	2,550(15.7%)	1.49
1 市 1 町 の 合 計	総 人 口	126,602	129,908	133,582	1.06
	年少人口 (0～14歳)	24,697(19.5%)	22,646(17.4%)	21,748(16.3%)	0.88
	生産年齢人口 (15～64歳)	88,349(69.8%)	90,765(69.9%)	92,044(68.9%)	1.04
	老年人口 (65歳以上)	13,476(10.6%)	16,484(12.7%)	19,778(14.8%)	1.47

資料：総務省「国勢調査」(各年 10 月 1 日現在)

※総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢 3 区分の合計とは合致しない場合があります。

(注) %は総人口に占める割合を表します。

4) 産業動向

国勢調査（平成 12 年）によると、本地域の就業人口割合は、第 3 次産業が 51.7%で、最も高くなっています。また、第 1 次産業は 7.0%、第 2 次産業は 41.0%といずれも愛知県平均（第 1 次 3.0%、第 2 次 36.9%）を上回っています。昭和 60 年から平成 12 年にかけての推移をみると、第 1 次産業は減少傾向、第 2 次産業はほぼ横ばいから減少傾向、第 3 次産業は増加傾向にあります。

①農業

平成 13 年における 1 市 1 町の農業産出額は 191 億円で県全体の 6%を占めています。中でも、大葉やトマト、スプレー菊やバラなどの生産が地域の農業を特徴付けています。

近年、農家人口、農家数及び経営耕地の面積は減少傾向にあります。

②商業

平成 14 年における 1 市 1 町の年間商品販売額は、卸売業で 1,166 億円、小売業で 1,740 億円となっており、過去 5 年間で 8 %程度（卸売業と小売業の合計）増加しています。

③工業

平成 15 年における 1 市 1 町の事業所数は 557、従業員数は 18,977 人、製造品出荷額等は 7,695 億円ですが、近年減少傾向にあります。

④観光業

豊川市では、豊川稲荷に観光参拝客が年間数百万人訪れるほか、赤塚山総合公園に 40 万人、桜祭りに 4 万人、おいでん祭に 12 万人、豊川手筒まつりに 15 万人の来訪者があります。

一宮町では、本宮山並びに本宮の湯に 40 万人、砥鹿神社の例大祭に 5 万人の来訪者があります。

表 産業別就業者数の推移

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	伸び率 (H12/H2)
豊川市	就業者総数	61,255	63,838	63,962	1.04
	第一次産業	3,826(6.2%)	3,632(5.7%)	3,613(5.6%)	0.94
	第二次産業	27,706(45.2%)	26,986(42.3%)	26,378(41.2%)	0.95
	第三次産業	29,683(48.5%)	32,901(51.5%)	33,785(52.8%)	1.14
一宮町	就業者総数	8,267	8,887	9,331	1.13
	第一次産業	1,739(21.0%)	1,590(17.9%)	1,518(16.3%)	0.87
	第二次産業	3,530(42.7%)	3,668(41.3%)	3,661(39.2%)	1.04
	第三次産業	2,998(36.3%)	3,622 (40.8%)	4,135(44.3%)	1.38
1市1町合計	就業者総数	69,522	72,725	73,293	1.05
	第一次産業	5,565(8.0%)	5,222(7.2%)	5,131(7.0%)	0.92
	第二次産業	31,236(44.9%)	30,654(42.2%)	30,039(41.0%)	0.96
	第三次産業	32,681(47.0%)	36,523(50.2%)	37,920 (51.7%)	1.16

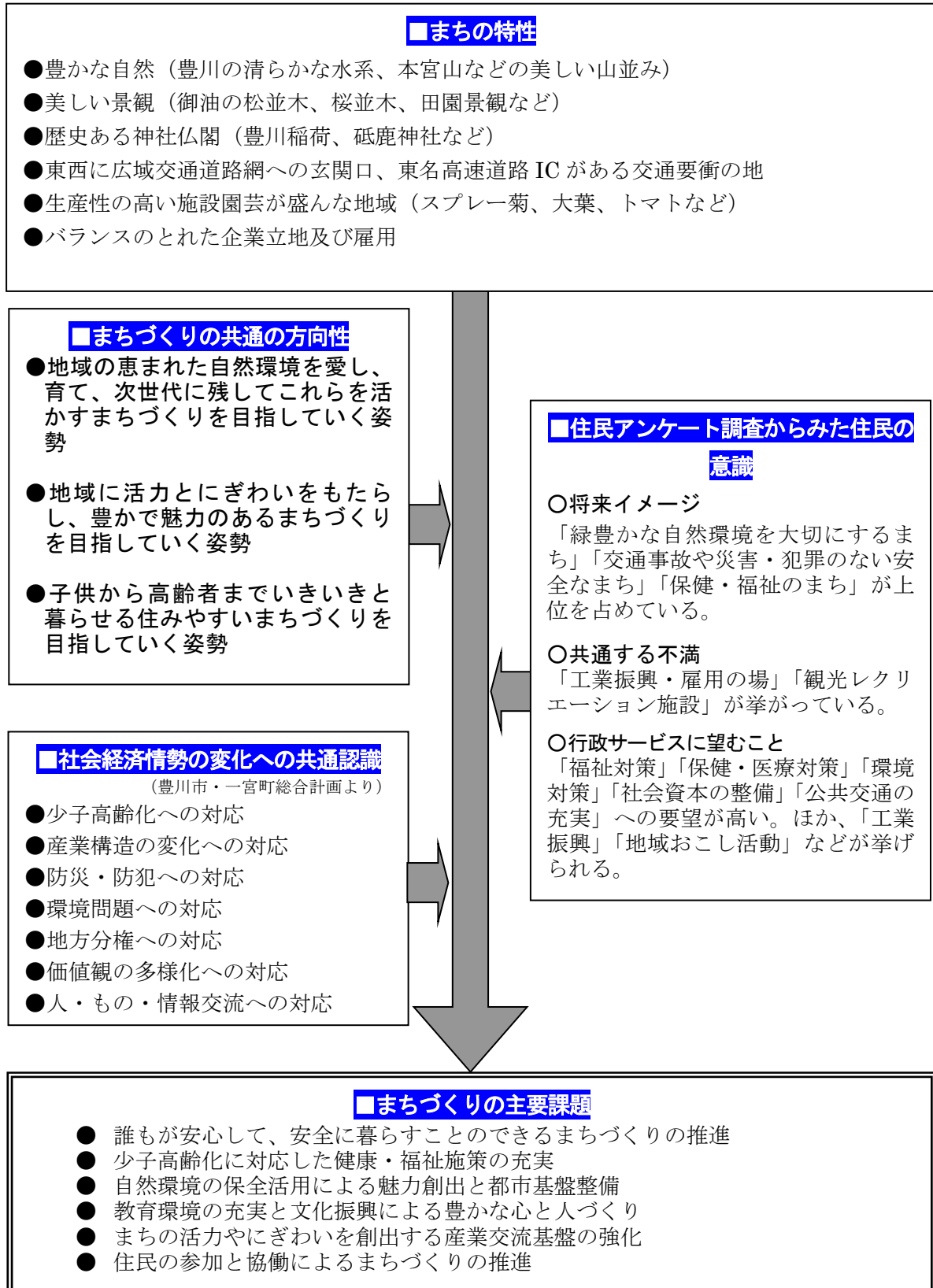
資料：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日現在）

※ 就業者数には産業分類不能も含むため、第 1 次産業から第 3 次産業までの合計と就業者総数は合致しません。

(注) %は就業者総数に占める割合を表します。

(2) 新市の課題

新市の特徴と課題の体系



■誰もが安心して、安全に暮らすことのできるまちづくりの推進

近年、地震や台風など自然災害による甚大な被害が全国各地で発生しており、住民の防災に対する意識は高まっています。本地域は、「大規模地震対策特別措置法」において東海地震の強化地域に指定されるなど、新市においても防災対策は重要な課題のひとつとなります。

このため、万が一、災害が起こっても被害を最小限に抑えるため、都市基盤の強化や治水・治山対策、充実した防災体制の構築など災害に強いまちづくりが必要です。

一方、通り魔的な凶悪犯罪が増え、住民の安全を脅かす事件が後を絶たない状況にもあります。

このため、交通安全や防犯対策の強化、地域・学校・家庭の連携により事件の未然防止を図るなど、危険から子供たちをはじめとする住民全体を守るとともに、行政と警察、住民ボランティアが一体となって、誰もが安全・安心な毎日を送ることができるようなまちづくりを進める必要があります。

■少子高齢化に対応した健康・福祉の充実

少子高齢化については、今後は少子高齢化の急速な進行と人口減少の時代に移行していくことが予測されており、県全体と比べてその傾向は強くないものの、新市においても例外ではなく、「健康のまち」「福祉のまち」を望む住民の声が高くなっています。

将来の1市1町が一体となったまちづくりにおいては、美しい自然や郷土文化に囲まれた生活空間の中で、子どもから高齢者まですべての住民が支え合いながら、すこやかで安心して暮らせるまちづくりを行っていくことが必要です。

このため、高齢者福祉や障害者福祉、保健・医療や子育て支援など、暮らしなれた地域で、すべての市民が健康で安心して、笑顔で暮らすことができる地域社会を築いていくことが、新市においても大きな課題となります。

■自然環境の保全活用による魅力創出と都市基盤整備

地域の豊かな自然とその中で育まれた歴史文化等の資源は、まちの特性であるとともに、住民にとっても郷土の個性や良好な生活環境を構成する重要な資源となっています。

緑豊かな森林や豊川をはじめとする河川など、地域の多彩な自然資源の保全が重要となっており、これらの資源をより積極的に活用し、身近な生活環境のアメニティの向上や、観光・交流・レクリエーション等の活発化、子供たちの環境学習の場づくりなど、個性豊かなまちづくりを推進していくことが必要です。

また、質の高い生活環境の整備や利便性とゆとりある住環境の整備などの都市基盤整備も新市における課題と考えられます。

さらに、地域内外の交流と連携に資する交通ネットワークの形成や市街地整備も課題となっています。

■教育環境の充実と文化振興による豊かな心と人づくり

いじめや学級崩壊、不登校等が大きな社会問題となっている現状において、子どもの豊かな人間性と「生きる力」の基礎を培っていくためには、独自の伝統を築き上げてきた郷土社会のなかで、子どもたちの学ぶ力や地域文化を醸成していく必要があります。

このため、幼児の健やかな成長を育む環境づくりや、個性と創造力を育む学校教育環境の充実、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしながら心身ともに強い青少年の育成に努めることが重要な課題です。

また、住民一人ひとりが可能性を広げ、自己実現ができるよう、生涯学習の積極的な推進と地域文化活動の支援や文化財の保存を進め、地域住民のふれあいを大切にし、誰もが輝きを発揮できる心豊かなまちづくりの推進が課題です。

■まちの活力やにぎわいを創出する産業交流基盤の強化

住民アンケートでは現在の行政サービスの満足度が低いものとして「工業の振興・雇用の場の確保」「観光レクリエーション施設」が挙げられています。

若年層や中堅層の定住促進、高齢者が安心して住み続けられる地域づくり、さらには行財政基盤・都市の競争力の強化の観点からも産業基盤や雇用基盤の強化は重要な課題であり、そうした産業振興・活性化につながっていくようなまちづくりを一層進めていく必要があります。

農業については、後継者の育成や高収益生産物の生産技術の向上、工業については経営の安定・強化、新たな産業の創出や企業の誘致が課題となっています。商業については、後継者不足・購買流出による商店街の機能低下の改善など、観光については、優位な交通条件を活かし、年間数百万人の参拝客が訪れる豊川稲荷を中心に既存の観光資源を結びつけ、広域観光ルートを確立し、地域内を活性化させるとともに新たな集客力のある観光拠点の開発も課題となっています。

農工商のバランスのとれた発展と観光資源の活用によって、新たな雇用を創出するような魅力ある産業振興が必要となっています。

■住民の参加と協働によるまちづくりの推進

だれもがいきいきと活躍できる社会の実現のため、あらゆる場面において市民参加を進めることが求められています。

また、一方で福祉や防災・子育て・環境・国際協力・まちづくりなど様々な分野において、ボランティア活動をはじめとする市民の社会貢献活動は今後ますます活発になると予想されます。このようにこれからのまちづくりは、行政だけでは対応しきれない個人のニーズや、新たな社会課題に対して、市民との協働が欠かせないものとなっています。市民と行政が良きパートナーとなり、それぞれの役割と視点のもとで暮らしやすい地域づくりをすることが必要とされています。

そのために、こうした活動が活性化するよう、自主性・自立性を尊重しながら支援を図る必要があります。

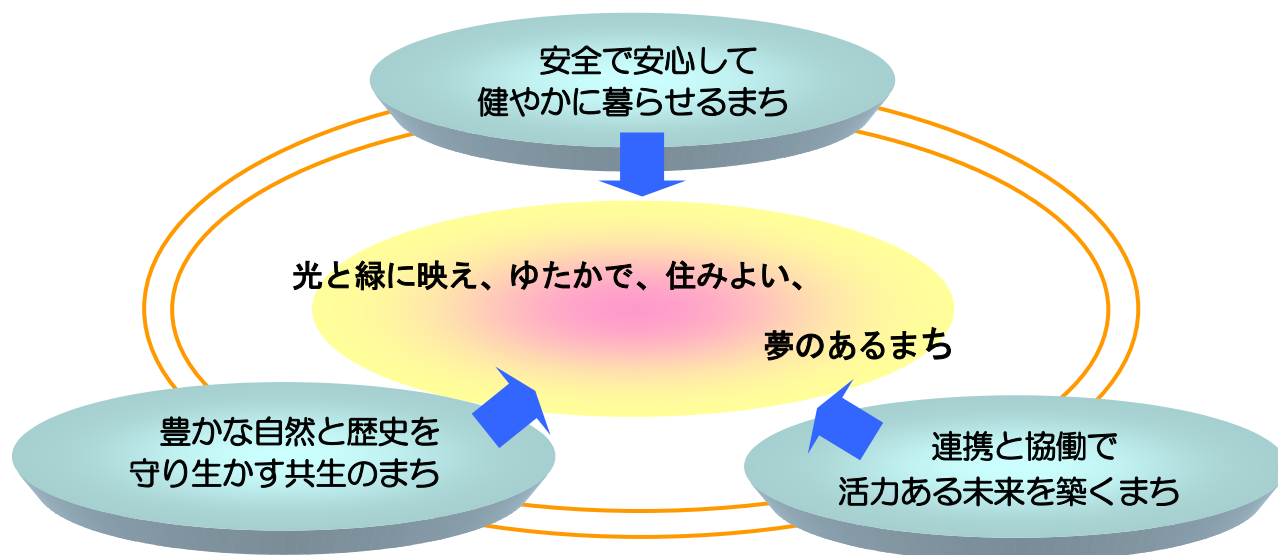
3. “まちづくり”の基本方針

(1) 新市の将来像

新たなまちづくりを推進するため、目指すべき新市の将来像を次のように定めます。

「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」

図 将来像のイメージ



(2) “まちづくり” の目標

新市の主要課題に対応し、将来像を実現していくための、“まちづくり”の目標を以下のとおり定めます。

安全で安心して健やかに暮らせるまち

- 地震・風水害などの自然災害に対する対策（備え）や、防犯など新市に暮らすすべての人が安全で安心して暮らせるような基盤整備や対策を進めていきます。
- 子どもから高齢者、障害のある人など、新市に暮らすすべての人が健やかに暮らせるような福祉社会を築いていきます。
- すべての市民が生涯にわたって心身ともに健康で、より充実した医療サービスが受けられる総合的な保健・医療体制を確立していきます。

豊かな自然と歴史を守り生かす共生のまち

- 貴重で恵まれた地域の自然環境を愛し、守り、次世代に引き継いでいきます。
- 長い歴史の中で育まれた地域の多彩な歴史資源、風土景観を活用し、他地域からの来訪が絶えない魅力あふれる自然・歴史の共生都市を目指します。
- 産業の発展や交通基盤の整備による環境への影響に対して、地域環境の保全が可能となるような環境に配慮したまちづくりの推進と循環型社会の構築を目指します。

連携と協働で活力ある未来を築くまち

- 住民と地域、行政が連携し、協働することによって、厳しい社会情勢の変化や激変する地域環境に対応し、新たな未来を切り開いていきます。
- 地域内外の交流の促進や躍動感あふれる産業を育成していくことによって雇用を創出し、都市機能の充実を図ることによって若者にも魅力の持てるまちを形成していきます。
- 地域住民の支え合う力で、連帯感のあるコミュニティ社会を醸成していくとともに、地域固有の文化の継承や、未来を担う子どもたちの育成を図ります。

(3) 主要指標の見通し

1) 総人口（目標人口）

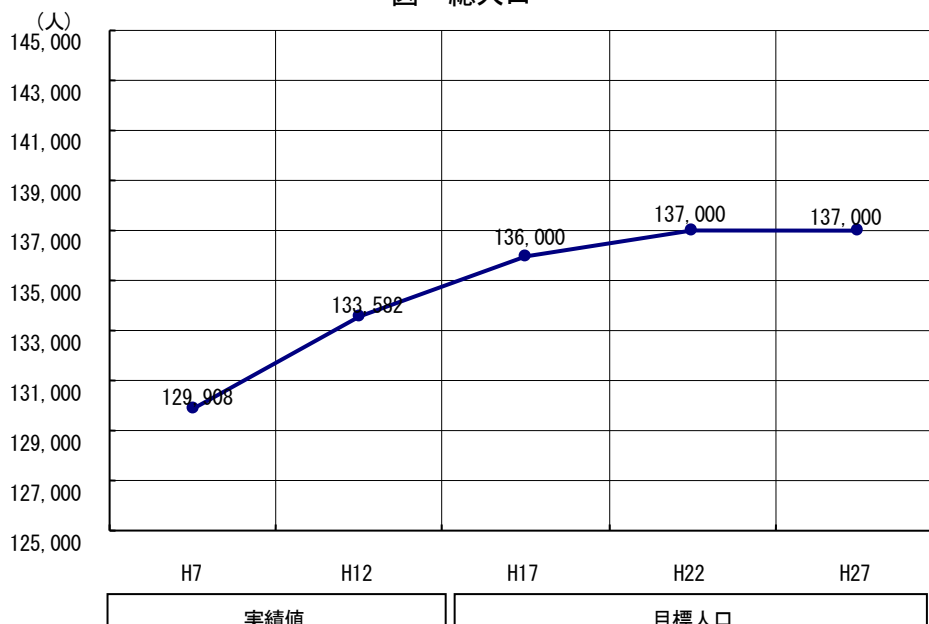
- 平成 27 年における総人口を約 137,000 人とします。

平成 12 年（国勢調査）時点の新市の総人口は約 133,600 人となっています。コーホート要因法の推計によると、平成 22 年をピーク（約 137,000 人）として、平成 27 年まではほぼ横ばい状況、平成 27 年以降は減少傾向が見込まれています。

1 市 1 町ではこれまでも、河川環境の保全をはじめ多くの分野において共同で地域づくりに取り組んできましたが、さらに、合併を契機とした土地利用や都市機能の強化を図ることにより、新しいまちづくりの可能性が期待できます。

こうしたことを踏まえ、平成 27 年の総人口については、ピークである平成 22 年の人口を維持するものとし、約 137,000 人とします。

図 総人口



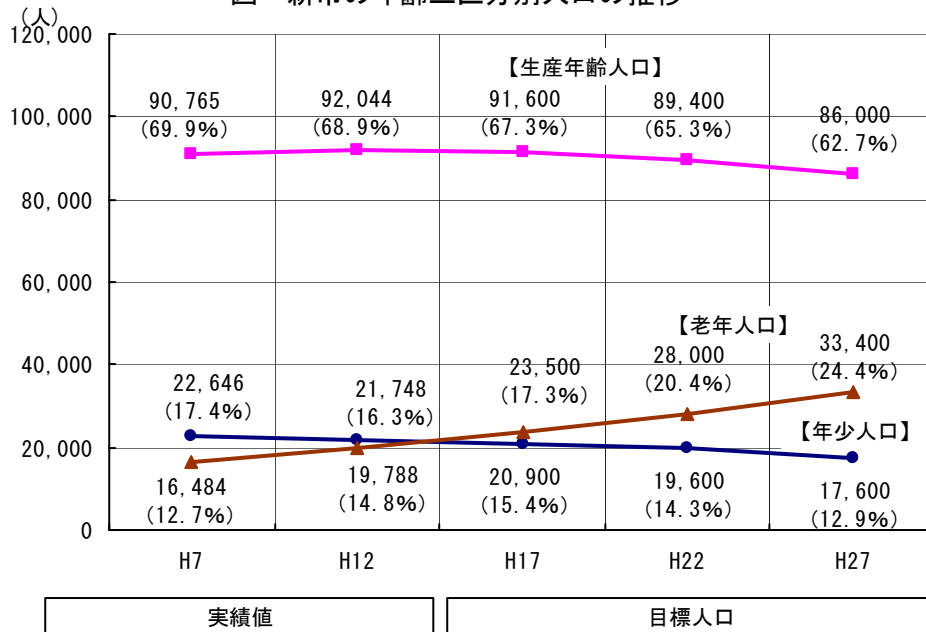
(注) コーホート要因法とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

2) 年齢三区分別人口

- 平成 27 年時点で、年少人口（0～14 歳）が 17,600 人、生産年齢人口（15～64 歳）が 86,000 人、老年人口（65 歳以上）33,400 人とします。

平成 27 年における年齢三区分別の人口は、年少人口（0～14 歳）が 17,600 人（12.9%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 86,000 人（62.7%）、老年人口（65 歳以上）33,400 人（24.4%）を見込むものとします。今後、老年人口割合は増加傾向、生産年齢人口割合・年少人口割合は微減傾向が続くものと予測されます。

図 新市の年齢三区分別人口の推移

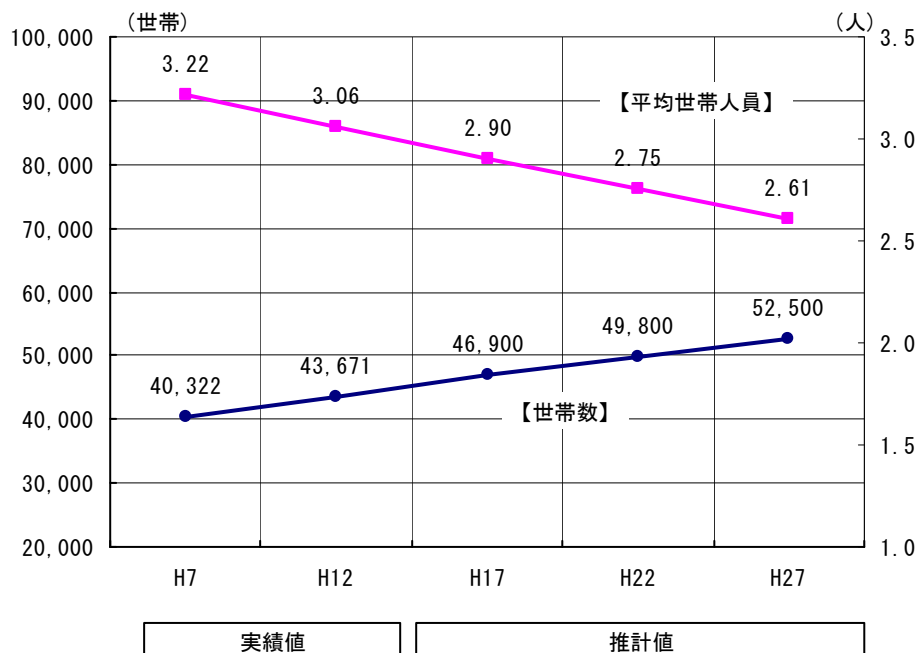


3) 世帯数

- 世帯数の見通しとしては、平成 27 年時点で、52,500 世帯とします。

平成 27 年における世帯数は、総人口から 52,500 世帯を見込みます。今後、平均世帯人員は減少傾向、世帯数については、増加傾向で推移することが予測されます。

図 世帯数及び平均世帯人員の推移



【推計の方法】

- 将来平均世帯人員は、平成 2 年～平成 12 年の平均世帯人員をもとに、トレンド法（直線回帰、指数回帰、対数回帰のうち相関係数が最も高いものを採用）を用いて推計しています。
- 将来世帯数は、総人口をこの平均世帯人員推計値で除して算出しています。

(4) 新市の都市構造

都市構造の基本的考え方

1市1町が合併によって一つの都市として新しく誕生し、新市の特色を活かしながら均衡のとれた発展を目指すため、以下のような新市の将来都市構造を設定します。

新市の都市構造は、豊かな自然環境を保全・活用すべき地区、住みよい暮らしを提供していく地区などの面的な「ゾーン」と地区の顔となるべき「拠点核」、これらのゾーンや拠点核を結びつけ、地域の結びつきを強化する「軸」によって構成していきます。

また、「拠点核」の集積するラインを地域発展軸とし、広域的な視点を併せ持ち新市が一体となって発展していく大きな軸として位置づけます。

なお、この新市の都市構造に基づき、戦略的な事業の重点実施を行うなど新市の一体的・計画的な整備を推進し、魅力あるまちづくりを実現していきます。

① ゾーン

にぎわいの 職住近接ゾーン	工業系の用途地域に指定されている地区では、企業立地を積極的に促進し、工業生産・物流拠点機能の充実を図るとともに、住宅地を集積させ、職住近接のゾーンづくりを進めます。
住みよい暮らしの ゾーン	水と緑の自然環境と調和し、他のゾーンと連携しながら、新市としての機能を高め、快適な暮らしを演出する住みよいゾーンづくりを進めます。
ふれあいの 田園環境ゾーン	豊かな田園地帯の広がる平野部のゾーンであり、自然環境の保全を図るとともに、市民や来訪者が身近に田園環境と親しみふれあうことのできるゾーンづくりを進めます。
ゆとりの 自然環境ゾーン	豊かな緑のある丘陵地のゾーンであり、地域内に暮らす市民の営みを保全・持続していくため、また、人々の広域交流を促進するため、自然環境の保全を図り、ゆとりのあるゾーンづくりを進めます。

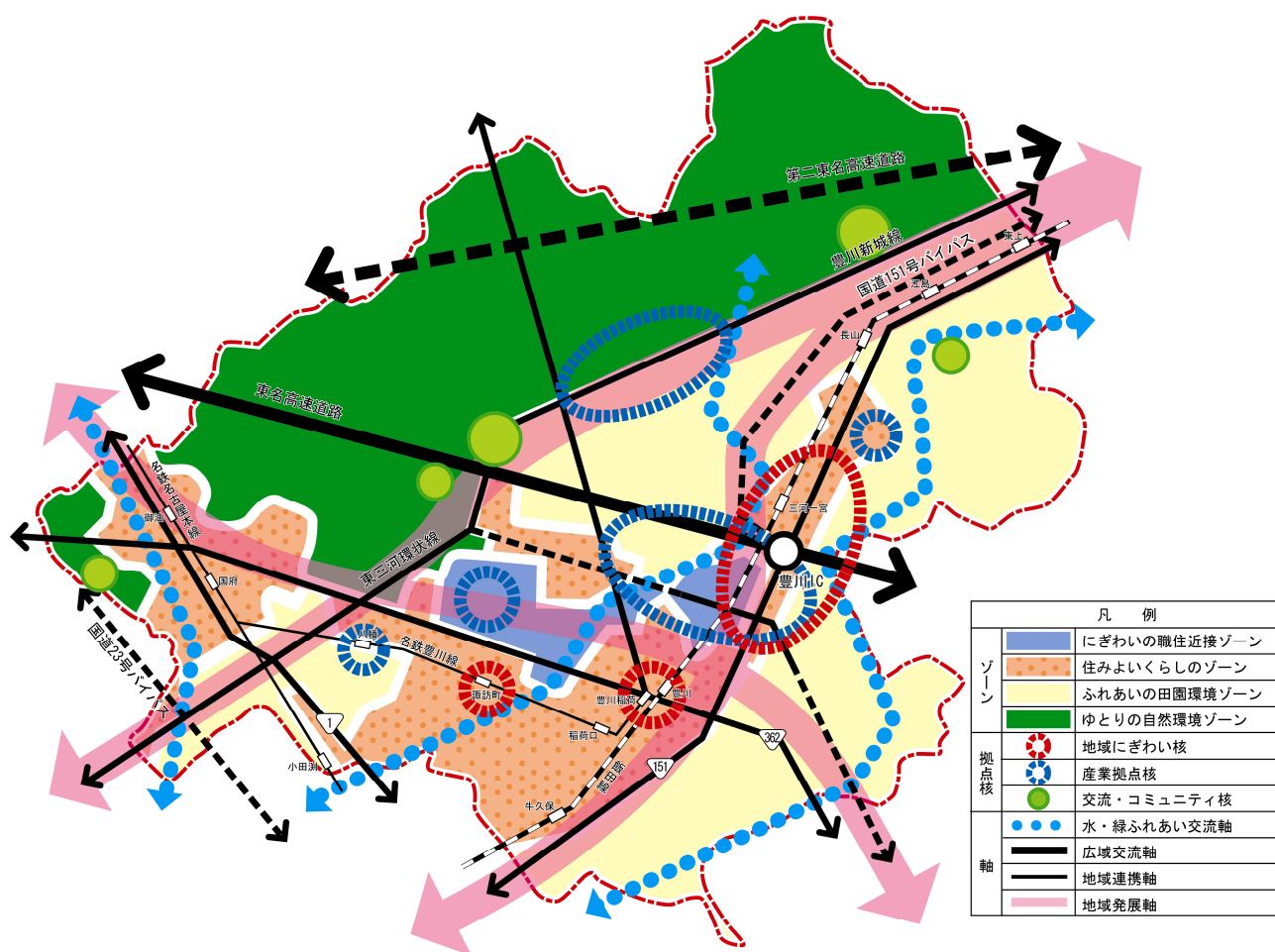
② 拠点核

地域にぎわい核	駅などを中心とした地区の拠点となる核であり、商業・情報などの諸機能が集積するとともに、快適な住環境を兼ね備えた自立性のある拠点地域として、様々な人々が交流するにぎわいのある拠点づくりを進めます。 また、豊川 I. C. の周辺地域は、新市の玄関口であり、その立地条件を生かした機能集積を図るとともに、市民と来訪者が交流し、にぎわいを形成する拠点づくりを進めます。
産業拠点核	諏訪、八幡、一宮西部地区では企業立地を積極的に促進し、工業生産・物流拠点機能の充実を図るとともに、豊川 I. C. 周辺を物流拠点としても位置づけ、商業系と併せ、機能充実を進めます。さらに、新市中央部主要地方道豊川新城線沿線にあたる部分を新たな産業核として位置づけ、合併することによる土地の連たん効果を最大限に活用し、環境にやさしい新産業誘致など検討を進めます。
交流 ・コミュニティ核	地域住民の憩い・交流の場である東三河ふるさと公園や赤塚山総合公園、スポーツ公園などの広域的な公園等を交流・コミュニティ核として位置づけ、拠点の整備を進めます。 また、本宮の湯やウォーキングセンターなどの本宮山周辺や豊川河川敷いこいの広場なども交流・コミュニティ核として位置づけ、整備を推進します。

③ 軸

水・緑ふれあい交流軸	豊川、佐奈川、音羽川において、河川水辺空間を利用した余暇・スポーツ・健康づくりの場としての充実を図りながら、水・緑ふれあい交流軸として、市民及び来訪者の自然とのふれあいの場や余暇環境の場の創出を図ります。
広域交流軸 (高速道路・鉄道)	道路では東名高速道路、鉄道では、ＪＲ飯田線、名鉄豊川線、名鉄名古屋本線を広域交流軸として位置づけます。
地域連携軸 (地域幹線道路等)	国道 362 号及び主要地方道東三河環状線、同豊川新城線、同国府馬場線を東西軸、国道 151 号、同 1 号、同 23 号バイパス、都市計画道路亀穴線（延伸を含む）を南北軸とし、地域連携軸として位置づけます。 各軸ともに各拠点をつなぐ道路ネットワークを形成し、周辺市町との連携・交流及び新市の一体的なまちづくりを目指します。
地域発展軸	2 市町間の結びつきを一層強固なものとし、新しい都市としての一体感の醸成につながるよう、各拠点を結びつけるラインを地域発展軸として位置づけます。 情報・文化、医療・福祉等新たな都市機能の拡充を図りながら、それらを地域全体として波及させていくような地域づくりを進めます。

図 新市都市構造図



4. 新市の施策

(1) 重点プロジェクト

新市の将来像「光と緑に映え、ゆたかで、住みよい、夢のあるまち」の実現を目指す具体的な施策は、施策の体系に沿った「分野別主要施策」に示されるとおりですが、これらの施策を相互に関連させながら、戦略的に新市の核・拠点を中心にゾーン間の連携・交流を促進し、新市を特徴づけ、まちの活力を高める波及効果の大きな事業群を重点プロジェクトとして位置づけ、事業の推進を図ります。

また、新市整備にあたっては、地域再生計画や都市再生計画の積極的な活用を図る中で、均衡ある整備を進めます。

① 都市基盤整備プロジェクト

1市1町の地域間の連携を強め、地域間格差のない一体的な発展を進めるため、幹線道路の機能強化を図り、住む人の生活環境に配慮した道路ネットワークや公共交通機関の基盤整備を推進します。

また、社会経済情勢の変化に対応し、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特性に応じた適切な都市計画により、都市施設整備と一体となった調和のとれた秩序ある土地利用や、若者が魅力を感じ、地域で住み続けられる安定した働く場の確保を目指し、新規企業の立地支援を充実します。

- 幹線道路網整備事業
- 生活道路整備事業
- 企業立地支援事業
- 情報通信網基盤整備事業

② 生活環境整備プロジェクト

誰もが安心して暮らせるよう、公園・緑地の整備や交通安全施設等の整備を進め、上下水道などの整備と併せ、身近な生活環境の整備を促進します。また、安全に配慮するため、個人住宅の耐震化補助や災害に強いまちづくりを推進し、安全安心なまちづくりに努めます。

- 交通安全施設整備
- 防災施設・設備整備
- 震災対策
- 公園緑地整備事業
- 新エネルギー振興事業
- 上下水道整備事業

③ 健康福祉・教育推進プロジェクト

急速な高齢化が見込まれる中で、住民主体の健康づくりを支援し、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供を図り、住民がお互いに支えあう、思いやりにあふれた地域社会の実現を目指します。

- 医療・救急体制の整備
- 子育て支援事業の充実
- 高齢者福祉事業の充実
- 障害者福祉事業の充実
- 小中学校施設整備事業

④ 自立協働連携プロジェクト

地域特性を活かし、多様な住民ニーズに対応できる自立型社会を目指し、コミュニティを基盤とした地域づくりを推進するとともに、企業、行政、住民それぞれが役割や責任を分担し、連携してまちづくりを行う協働型の地域運営を進めます。

- 市民活動支援事業
- 男女共同参画推進事業
- 市民参画推進事業
- 地域情報ネットワーク整備事業

(2) 分野別主要施策

1) 誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくり（安全安心）

（交通安全）

交通事故から市民を守るために、幼児、高齢者、障害者などの交通弱者や各世代に対する交通安全教育、交通安全意識の啓発活動を行うとともに、歩道や街路灯など交通安全施設の整備を進めます。

（防犯）

犯罪を未然に防止し、地域の安全を確保するため、警察、各種防犯組織、地域住民、防犯ボランティア等の密接な連携のもと、地域ぐるみの防犯活動を支援します。

（防災）

東海地震に係る地震防災対策強化地域などの指定を踏まえ、小中学校、保育所等公共施設の耐震対策を実施するとともに、市民との連携・協力体制の整備、防災備蓄倉庫などの防災施設の整備充実を図り、強固な防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進します。

（消防・救急）

市民の生命・身体・財産を火災等の災害から守るために、消防施設の整備など消防力の強化を図り、消防団や市民と協力して防火体制を充実します。また、医療機関との連携を図り、救急体制の整備を推進します。

（環境保全）

緑豊かな山や清らかな河川など、地域固有の生態系への理解を深め、将来の子孫に残すべき大切な財産であるという認識のもと、自然環境の保全を図るとともに、環境にやさしいくらしの志向など自然保護意識の高揚に努めます。

（ごみ処理）

廃棄物の発生の抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理という循環型社会形成促進基本法の趣旨に基づき、ごみ減量化を推進します。また、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じた取り組みを進め、地球環境にやさしい循環型社会の形成に努めます。

（排水対策）

美しい自然環境と快適な居住空間を確保するために、公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの処理施設の整備を進めます。また、不用となった浄化槽の雨水貯留施設への転用費を補助するなど循環型の水環境保全を目指します。

（上水道）

住民の健康で文化的な生活と経済諸活動を支える基幹設備として重要な役割を担うため、水道施設などの計画的な整備を進め、良質で安定した水道水の供給体制の整備充実に努めます。

（ユニバーサルデザイン）

道路や交通施設、公園、公共施設などにおいて、すべての人が利用しやすく、安全な施設の整備を推進するとともに、行政施策の実施にあたりユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。

（治山・治水）

浸水被害や土石流、がけ崩れ、地すべりなどの災害防止のため、河川事業や治山・砂防事業を推進します。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
交通安全施設整備	交通安全施設の維持補修及び整備	
防犯対策の推進	防犯ボランティア活動支援	
防災施設・設備整備	緊急用資材備蓄倉庫整備、防災無線の充実検討	
震災対策	防災ボランティア育成支援 民間木造住宅耐震改修支援	
公共施設耐震対策	小中学校等公共施設の耐震対策 橋りょうの耐震対策	
救急体制の充実	高規格救急車の整備及び適正配置	
消防施設整備	消防車両の更新等消防施設・装備の整備 防火水槽の設置等消防水利の整備	
ごみ減量化推進事業	有価物回収事業支援 資源化施設整備検討	
公園緑地整備事業	スポーツ公園整備事業 御油松並木公園（仮称）整備事業 大木地区街区公園、一宮東部地区公園整備	
水環境創造事業	雨水浸透事業	
新エネルギー振興事業	太陽光等新エネルギーの利用促進	
下水道整備事業	公共下水道事業	
上水道整備事業	配水管新設事業	
水道施設地震対策事業	耐震管敷設及び水道施設耐震補強	
ユニバーサルデザイン推進事業	誰もが利用しやすい施設の整備 人にやさしいまちづくりの推進	
河川改修事業	河川改修事業の実施 洪水ハザードマップの作成検討 河川洪水予測システムの導入検討	

2) 住みなれた地域で健やかに、笑顔で暮らせるまちづくり（健康福祉）

（健康づくり）

日常生活における健康づくり等に対する支援を推進するため、既存の保健センター等の機能充実・ネットワーク化を図るとともに、心と体の健康問題に的確に対応するため、相談機能の充実を図り、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

（医療）

多様化・高度化する医療ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう医療・救急医療体制の整備・充実を図ります。

また、医療機関相互の連携を促進し、地域の医療・救急医療水準の向上に努めます。

（子育て支援）

子どもが健やかに育つように、保育所の機能充実を図るとともに、身近で安全に遊べる児童館・児童遊園・ちびっこ広場等の整備に努めます。

地域と家庭、各種施設やボランティアとの連携によって、地域全体で子育てを支える環境・体制づくりを進めます。

（高齢者福祉）

高齢者が住みなれた家庭や地域で、安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの利用促進を図るとともに、介護予防・生活支援といった観点から、さまざまな施策を展開します。

（障害者福祉）

障害のある人が、地域の中で自立し、安心して暮らすことのできる社会を実現するために、バリアフリーのまちづくりを進め、交流活動や就労の支援により障害者の社会参加を進めます。

また、障害に応じた福祉サービスを選択できる支援費制度の利用を促進します。

（自立支援）

生活保護の適正な実施に努めるとともに、被保護世帯の社会的自立を促すため、日常の生活指導の充実を図ります。また、民生委員や関係機関との連携を密にして、状況の把握に努め、生活保護に至らない低所得世帯に対しては、各種の貸付制度の効果的な活用を図るとともに、各種の相談事業の充実にも努めます。

（地域福祉）

地域ボランティアの育成に努め、リーダーの育成や活動を支援するとともに、社会福祉協議会が地域福祉活動推進の中核的な役割を発揮できるよう財政援助などの支援をします。

（市民相談）

身内では対応が難しい悩みや様々な問題の早期解決を図るため、多様な相談の機会の確保や専門的な相談に応じられる体制の充実など、関係機関との連携の下で利用しやすい相談体制の確立を図ります。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
健康づくり推進事業	保健計画の策定及び健康相談の充実	
医療・救急医療体制の整備	新市民病院整備事業	
子育て支援事業の充実	保育所の改築整備 児童館整備事業 子育て支援センター事業の充実 ファミリーサポートセンター事業の充実 次世代育成支援対策地域行動計画の実施	
高齢者福祉施設の整備 充実	介護保険適用施設の整備支援	
高齢者福祉事業の充実	福祉施設の利用促進(ふれあいセンター・いかまい館) 在宅福祉事業の実施 - まごころ給食サービスの実施 - 介護者リフレッシュ事業 - 家具転倒防止器具取付事業等	
障害者福祉事業の充実	障害者福祉計画の策定 在宅福祉事業の実施 - 住宅リフォーム助成事業 - 福祉タクシー助成事業 - 手話奉仕員派遣事業 - ガイドヘルパー派遣事業等 地域福祉センター事業の実施 障害者歯科検診事業の実施	
地域福祉事業の充実	地域福祉ボランティアの育成支援 ボランティアバンクの創設検討	
市民相談窓口の充実	利用しやすい相談体制の確立	

3) 充実した生活基盤の中で快適に暮らせるまちづくり（建設整備）

（都市景観）

わかりやすい案内標識の設置や民間における景観形成の誘導、歴史的景観の保存整備など快適な景観づくりを推進します。

（市街地形成）

増加する住宅需要に対応するため、土地区画整理事業など面的な整備を推進し、良好な市街地の形成を図ります。

（幹線道路）

市街地の混雑を緩和し、機能的な道路網を確保するため、国道・県道など新市の内外を結ぶ幹線道路網と接続道路の整備を促進します。

また、都市計画道路などの整備推進を図り、計画的な整備を進めます。

（生活道路）

生活道路における交通の安全性、快適性を高めるために、車道と歩道の分離、段差の解消、幹線道路網との連携強化及び危険箇所の点検を実施し、必要な安全施設の整備を図ります。また、車両の大型化や交通量の増大に対応するため、橋りょうの整備や維持補修を図ります。

（公共交通）

鉄道の利便性向上と利用の促進を図るため、列車運行の増便等について関係機関に働きかけます。また、身近な交通手段である路線バスの維持・拡充に努め、コミュニティバスなどきめ細かな生活交通手段の確保（導入）について、検討を行います。

（公園緑地）

既成市街地や集落などの居住地がカバーできるよう土地区画整理事業区域などにおいて公園・緑地のバランスの良い配置に努めます。

また、本宮山など地域資源の保全と活用を図り、地域一帯を里山として整備します。

（緑化）

公共施設や市街地の緑化を進め、適正な維持管理を行うとともに、市民にこれらへの積極的な参加を呼びかけます。

（住宅）

公営住宅について、高齢者や障害者に配慮した改修を進めます。また、一般住宅についても、高齢者や障害のある方でも安全で快適に暮らすことのできるようバリアフリー住宅の整備促進やリフォーム支援を図ります。

（河川環境）

佐奈川、帯川などの地域の豊かな自然環境を形成する河川については、身近に水辺に親しめる機会を増やすため、歩いて楽しいまちづくりを進めるとともに、豊川については緑地の整備などうるおいある環境整備を進めます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
都市景観整備事業	統一的なデザインによる案内標識整備	
市街地形成促進事業	土地区画整理事業 市街地再開発事業	
幹線道路網整備事業	都市計画道路の整備	
生活道路整備事業	生活道路の新設・改良	
交通安全施設整備	交通安全施設の維持補修及び整備	再掲
公共交通手段の充実	コミュニティバスの運行検討	
公園緑地整備事業	スポーツ公園整備事業 御油松並木公園（仮称）整備事業 大木地区街区公園、一宮東部地区公園事業	再掲
道路緑化事業	植樹帯維持管理事業	
公共施設緑化事業	公共施設緑化等の維持管理	
公営住宅改修事業	バリアフリー対応公営住宅への改修	
住生活バリアフリー支援事業	高齢者、障害者のリフォーム支援	
河川環境整備事業	歩いて楽しいまちづくりの推進	

4) 一人ひとりが輝き人間らしく暮らせるまちづくり（教育文化）

（幼児教育）

幼児がより良い環境で適切な教育を受けられるよう幼稚園への支援を継続します。

（学校教育）

次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きていくための「確かな学力」「豊かな心」の育成をめざして、家庭や地域、子どもたちの実態に応じた「特色ある学校づくり」を推進します。また、多様化する教育ニーズに対応するため、個に応じた教育や地域と連携した教育、国際理解教育等の事業推進に努めます。

また、学校安全対策の一環として、教育施設の耐震整備を図るとともに、授業に集中できるよう教育環境設備整備の検討を行います。

学校給食については、既存施設の改修も含めた給食調理施設の整備充実を図ります。

（高等教育）

将来の社会の担い手である人材を育むために、高等教育や専修学校と地域社会との連携を密にするとともに、新たな高等教育機関の整備についても研究します。

（生涯学習）

学習意欲の多様化、高度化に対応するため、公民館の機能強化、図書館などの生涯学習施設の整備を進めるとともに施設のネットワーク化を推進します。

また、学習活動を効果的に展開するため、リーダーの育成と研修を進め、学習機会と情報の提供に努めます。

（文化財）

天然記念物・歴史的価値の高い建造物、伝統芸能や祭りなどの文化財の保護・保存に努めるとともに、埋蔵文化財の適切な調査を推進し、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と意識の高揚を図ります。

（スポーツ活動）

市民のスポーツ活動を支援するため、体育施設・スポーツ公園等の整備に努めるとともに、スポーツ団体の支援やニュースポーツの普及と指導者の育成を図り、誰もが楽しめるスポーツの機会の創出に努めます。

（文化芸術）

文化芸術活動の拠点となる施設の整備充実に努めるとともに、活動の場や発表の機会の充実を図り、文化団体、文化活動の支援に努めます。

地域特性あふれるまつりなど、文化的イベントへの支援を推進し、うるおいある地域づくりに努めます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
小中学校施設整備	教育環境施設整備事業 屋内運動場改修事業 小中学校施設の耐震対策	
教育内容充実事業	学級運営支援事業（少人数教育事業） 学びとふれあい子ども教室事業	
国際理解教育の充実	中学生海外派遣事業の実施	
給食調理施設の整備	給食調理施設の整備充実	
生涯学習施設整備	公民館等整備事業 図書館整備事業	
文化財保護保存事業	三河国分寺跡整備事業 御油の松並木保存整備事業 文化財保護保存対策の充実	
スポーツ施設整備事業	スポーツ公園の整備	再掲
文化活動支援事業	文化団体の活動支援	
文化施設整備事業	文化会館の機能充実 地域文化広場の機能充実	

5) 地域の活力が魅力につながる元気なまちづくり（産業交流）

（農林業振興）

農業経営の安定と生産性の向上を図るため、基盤の整備、近代化、合理化を推進し、環境保全型農業や直売施設の充実促進など、魅力ある農林業の振興を図ります。また、適切な森林環境を保全・育成するよう事業促進に努めるとともに、レクリエーション・学習の場としての機能開発を進めます。

（工業振興）

新市の特性である広域的な交通条件を生かした新たな企業用地の開発を行い、都市環境と調和のとれた工業の発展を図ります。また、厳しい経営環境の下にある中小企業の経営基盤の安定、強化に努めるとともに、立地企業に対する支援を充実し、就業機会の拡大と雇用の安定確保に努めます。

（商業振興）

再開発等による商業施設の整備を推進し、観光との連携によるにぎわいの創出を図ります。また、地域に根ざした商業地づくりを推進するため、消費者ニーズに対応した魅力ある商店街づくりへの支援を行います。

（観光振興）

新たな観光資源の開発に努めるとともに、豊川稲荷や本宮山県立自然公園並びに本宮の森（本宮の湯）などの観光ネットワークを充実し、奥三河や信州などとの連携も図る中で、観光機能の充実、集客力の強化を図ります。また、農業生産額の多い地域であることから、農業公園としての地域整備も検討します。

（勤労者福祉）

勤労者が安心して働くことができるよう、関係機関との連携の下に、雇用の安定と福利厚生 の推進に努めます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
農業基盤整備事業	排水路改修事業	
工業立地基盤整備事業	企業誘致による産業集積の促進 工業用地開発調査研究事業	
企業立地支援事業	新規立地企業に対する支援制度充実	
商業空間整備事業	利便性の高い商業集積の調査研究	
環境保全型農業の推進	総合有機センター（仮称）建設支援	
観光施設整備事業	「本宮の森」周辺整備事業 「豊川稲荷」周辺整備事業 観光ネットワークの形成事業 「道の駅」整備の検討	

6) 市民、地域とともにつくる協働のまちづくり（行政協働）

（市民活動）

ボランティア・NPO など市民活動団体の自主性・自立性を尊重しながら支援を図ることに努めるとともに、より良い社会サービスの提供に向けて、市民活動団体との協働を推進します。また、自立した地域づくりを促進するため、地域に密着している町内会活動を支援し、その拠点となるコミュニティ施設の整備充実を図ります。

また、新市の特色ある発展を図るため、まちづくり基金を積み立て、新たなまちづくりに取り組みます。

（国際交流）

国際交流ボランティアや団体の育成と支援に努めるとともに、交流機会の充実を図り、国際社会に対する正しい理解と国際感覚を身に付けた人材を育成します。また、姉妹都市交流を促進するとともに、あらたな交流の調査研究を進めます。

（男女共同参画）

学校・家庭・社会教育などを通じて、男女共同参画社会の形成に向けた啓発を推進します。

（広報広聴）

合併後の新市が地域の特色を活かしながら、自立した個性的なまちづくりを進めていくためには、地域の意思を施策に反映することがますます重要になってきます。そのため、多様な市民ニーズを的確に把握し、行政情報を市民に対して提供するシステムの充実を図ります。

（情報化）

情報通信技術を活用し、生活の利便性を高める市民サービスの提供を支援する行政情報管理システムを効率的かつ効果的に構築し、利用しやすい電子自治体の実現を目指します。

（行政改革）

合併の効果を最大限に発揮するとともに、主要課題に柔軟に対応できる行政を実現するために、組織・機構のあり方の見直しや指定管理者制度の有効な活用を進めます。また、行政評価システムのさらなる活用を図るなど、自立経営型自治体を目指し、職員の政策形成能力やコスト意識を高めます。

（組織・人事）

本格的な地方分権社会に対応し、行政の企画立案能力や総合調整機能の強化を図るため、管理部門を集約するとともに、情報ネットワークを最大限に活用し、効果的な組織づくりを進め、市民サービスを提供する体制を整備していきます。また、市民の利便性や利用動向に配慮しながら、段階的に組織・機構の見直しを進めます。なお、職員数については、退職補充の抑制や勧奨退職制度の活用により定員管理の適正化に努めます。

（財政運営）

多様化する市民ニーズに対応しつつ、新市における地域格差の是正に積極的にとりくみ、さらなる発展に向けて施策を推進するとともに、行財政の効率化による財源を活かし、地方債残高の減少など、財政の健全化に努めます。

表 主要事業

主要事業	事業の内容	備考
市民活動支援事業	市民活動拠点施設の整備充実 体験型講座の充実実施	
まちづくり推進事業	まちづくり基金（仮称）の創設	
男女共同参画事業	人材育成講座やフォーラムの開催	
情報通信網基盤整備	地域イントラネット事業の充実	
コミュニティ施設整備	コミュニティ施設の整備検討	
市民参画推進事業	まちづくり基本条例（仮称）の策定 地域審議会等の設置運営	
行財政効率化事業	行政経営戦略プランの策定 職員定員適正化計画の策定 財政健全化計画の策定	
地域情報ネットワーク整備 事業	民間通信基盤網の整備促進 ケーブルテレビを活用した行政サービスの検討	

5. 新市における愛知県事業の推進

(1) 愛知県の役割

愛知県は、新市の施策と連携しながら、以下に掲載する事業を実施又は検討していくことにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、市町村合併特例交付金による財政支援を行います。

(2) 新市における愛知県事業

主な県事業については、以下のとおりです。

表 主要事業

分野別	主要事業名	事業概要
充実した生活基盤の中で快適に暮らせるまちづくり	幹線道路網整備事業	一般国道 151 号バイパス整備の推進
		主要地方道東三河環状線の整備（三上工区）
		主要地方道東三河環状線整備の推進（大崎工区）
		主要地方道東三河環状線整備の検討（未着手区間）
		都市計画道路 姫街道線の整備
		都市計画道路 国府赤根線の整備
		一般県道大塚国府線の整備（（一）金野豊川線以北）
		一般県道大塚国府線整備の推進 （（一）金野豊川線以南～現道）
		一般県道一宮石巻萩平線自転車歩行者道整備の検討
		一般国道 151 号歩道整備の推進
一人ひとりが輝き人間らしく暮らせるまちづくり	教育施設整備事業	県立高等学校整備事業 ・耐震改修工事の実施
		たん水防除事業
地域の活力が魅力につながる元気なまちづくり	農業基盤整備事業	かんがい排水事業 ・水管理改良施設一式 ・用排水路改修

6. 公共施設の統合整備

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮するとともに、住民の意向を十分反映し、効率的な統合整備を図ります。

整備にあたっては、現有の公共施設の有効活用に努め、新市の一体性確保、地域特性や地域間の均衡、財政事情等を考慮することを基本とします。

7. 財政計画

財政計画は、過去の財政状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計したものです。

策定に当たっては、過去の実績を踏まえて費目ごとに見積もった歳入・歳出額を基礎として、合併に対する財政支援措置や歳出の削減などの効果を見込んでいます。

また、財政計画は普通会計ベースで推計しており、企業会計（上水道、病院）、特別会計（下水道、土地区画整理事業等）において、固有の歳入（料金収入等）でまかなわれる経費については含まれません。

なお、費目ごとの計画作成における留意点は以下のとおりです。

※平成18年度から平成29年度までの数値については、決算額を記載しています。

（1）歳入

1）地方税

平成30年度予算額を基本として、過去の実績や今後の税制改正を見込み、現行制度に基づいて推計しています。

2）地方譲与税

平成30年度予算額を基本として推計しています。

3）地方交付税

平成30年度予算額を基本として、市税収入等の増減額を加味したうえで、現行の交付税制度に基づき、平成31年度以降については段階的縮減期間における減額を見込んで推計しています。

4）その他交付金

平成30年度予算額を基本として、今後の税制改正を見込んで推計しています。

5）国庫支出金、県支出金

平成30年度予算額を基本として、過去の実績や扶助費及び普通建設事業費相当分を歳出推計の増減率により見込み推計しています。

6）地方債

各年度について、新市建設計画に登載される事業に充てられる地方債を見込み、年間35億円として推計しています。

7）その他の費目

平成30年度予算額を基本として推計しています。

(2) 歳出

1) 人件費

定員適正化計画における職員数及び退職手当の動向等を見込んで推計しています。

2) 扶助費

平成30年度予算額を基本として、過去の実績を踏まえ将来にわたり増加していくものと仮定して推計しています。

3) 公債費

平成29年度までに発行した地方債に係る元利償還金を基礎として、平成30年度以降に発行する予定である地方債に係る元利償還金を見込んで推計しています。

4) 物件費

平成30年度予算額を基本として推計しています。

5) 補助費等

平成30年度予算額を基本として、過去の実績を踏まえて推計しています。

6) 普通建設事業費

新市建設計画に登載される事業を踏まえて推計しています。

7) その他の費目

平成30年度予算額を基本として、過去の実績を踏まえて推計しています。

財 政 計 画

〔歳 入〕

(単位：百万円)

35

年 度 費 目	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地 方 税	20,308	27,391	27,452	27,786	27,174	27,259	27,370	27,595	28,483	28,257
地 方 譲 与 税	1,623	689	675	698	674	662	620	589	567	597
地 方 交 付 税	1,152	1,428	1,390	3,037	5,444	6,710	6,606	5,995	6,173	5,898
1. 普 通 交 付 税	582	576	752	2,262	4,605	5,838	5,730	5,151	5,354	5,082
2. 特 別 交 付 税	570	852	638	775	839	872	876	844	819	816
そ の 他 交 付 金	3,056	2,969	2,835	3,049	2,921	2,742	2,585	2,794	2,988	4,553
分 担 金 ・ 負 担 金	964	858	843	499	481	489	524	526	553	519
使 用 料 ・ 手 数 料	997	1,205	1,184	1,530	1,470	1,478	1,473	1,477	1,451	1,445
国 庫 支 出 金	3,396	3,345	3,534	8,303	7,943	7,102	6,799	6,896	7,733	8,948
県 支 出 金	1,991	2,380	2,547	3,111	3,961	3,641	3,345	3,741	3,890	3,685
財 産 収 入	76	220	71	254	119	104	379	187	190	243
寄 附 金	13	120	35	14	24	14	43	53	45	24
繰 入 金	404	2,621	952	2,053	241	191	2,724	689	1,281	2,086
繰 越 金	1,707	2,108	2,102	2,222	1,856	3,017	2,980	2,210	2,290	2,919
諸 収 入	1,441	2,320	2,283	2,610	2,516	2,536	2,694	2,426	2,319	2,312
地 方 債	4,474	3,441	2,619	3,738	4,396	3,846	3,718	3,375	3,561	2,999
うち臨時財政対策債	1,307	1,116	988	2,201	2,250	2,300	1,050	2,200	1,300	785
歳 入 合 計	41,602	51,095	48,522	58,904	59,220	59,791	61,860	58,553	61,524	64,485
実 質 交 付 税 額 (普通交付税+臨時財政対策債)	1,889	1,692	1,740	4,463	6,855	8,138	6,780	7,351	6,654	5,867

※平成 18 年度から平成 29 年度は決算額を記載。平成 19 年度から旧音羽町、旧御津町を含む。平成 21 年度から旧小坂井町を含む。

〔歳 入〕

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
地 方 税	28,632	29,279	28,377	28,508	28,506	27,849	28,001	28,154	27,767	27,920
地 方 譲 与 税	594	596	570	585	585	585	592	592	592	601
地 方 交 付 税	5,604	5,507	4,300	4,129	3,614	3,941	3,851	3,761	4,001	3,911
1.普通交付税	4,862	4,774	3,800	3,629	3,114	3,441	3,351	3,261	3,501	3,411
2.特別交付税	742	733	500	500	500	500	500	500	500	500
そ の 他 交 付 金	4,037	4,353	3,941	4,174	4,893	5,005	5,005	5,005	5,005	5,005
分 担 金 ・ 負 担 金	507	503	995	995	995	995	995	995	995	995
使 用 料 ・ 手 数 料	1,437	1,464	941	941	941	941	941	941	941	941
国 庫 支 出 金	8,356	8,720	8,307	8,623	8,627	8,854	9,155	9,269	9,609	10,128
県 支 出 金	4,354	4,222	4,001	4,421	4,078	4,209	4,659	4,348	4,433	4,985
財 産 収 入	313	147	134	153	153	153	153	153	152	152
寄 附 金	16	25	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	1,571	2,225	2,464	2,458	2,504	2,406	2,417	2,360	2,581	3,283
繰 越 金	3,975	3,060	1,359	702	702	702	702	702	702	702
諸 収 入	2,472	2,547	2,914	2,919	2,919	2,919	2,919	2,919	2,919	2,919
地 方 債	3,509	2,337	2,783	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
うち臨時財政対策債	0	0	0	0	223	233	99	413	243	0
歳 入 合 計	65,377	64,985	61,086	62,108	62,017	62,059	62,890	62,699	63,197	65,042
実 質 交 付 税 額 (普通交付税＋臨時財政対策債)	4,862	4,774	3,800	3,629	3,337	3,674	3,450	3,674	3,744	3,411

〔歳 出〕

(単位：百万円)

37

年 度 費 目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 件 費	7,883	9,792	9,394	10,133	9,922	9,849	9,878	9,567	9,352	9,905
扶 助 費	5,390	6,547	6,821	8,194	11,330	12,161	12,351	12,637	13,832	13,850
公 債 費	4,159	5,581	5,717	7,063	7,252	7,530	7,358	6,643	6,162	5,610
物 件 費	4,295	6,246	5,545	8,166	8,293	8,209	7,910	7,960	8,339	8,349
維 持 補 修 費	390	495	524	658	576	654	630	632	666	736
補 助 費 等	5,495	5,952	6,724	8,059	4,516	4,715	4,897	5,273	5,537	5,766
投資・出資・貸付金	1,267	1,205	971	1,012	1,154	998	2,402	1,157	887	895
繰 出 金	4,033	6,400	4,065	4,643	4,259	4,192	4,094	4,179	4,281	4,955
積 立 金	1,436	1,093	1,970	1,546	1,329	2,183	1,781	1,779	2,202	3,698
普 通 建 設 事 業 費	5,456	5,680	4,853	7,415	7,572	6,255	8,341	6,413	7,340	6,745
災 害 復 旧 事 業 費	0	2	1	159	0	65	11	23	8	2
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	39,804	48,993	46,585	57,048	56,203	56,811	59,653	56,263	58,606	60,511

※平成18年度から平成29年度は決算額を記載。平成19年度から旧音羽町、旧御津町を含む。平成21年度から旧小坂井町を含む。

〔歳 出〕

(単位：百万円)

年 度 費 目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度
人 件 費	9,744	9,893	10,349	10,169	10,561	9,989	9,755	9,903	9,639	9,685
扶 助 費	14,480	14,891	14,034	14,637	15,170	15,718	16,290	16,889	17,515	18,170
公 債 費	5,340	5,157	5,113	5,022	4,949	4,878	4,870	4,635	4,415	4,210
物 件 費	8,504	8,602	10,159	10,176	10,206	10,198	10,191	10,147	10,039	10,063
維 持 補 修 費	760	752	798	806	809	810	811	811	810	811
補 助 費 等	6,418	6,044	8,787	9,061	9,202	9,429	9,641	9,699	9,824	9,924
投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	895	896	900	900	900	900	900	900	900	900
繰 出 金	4,830	4,672	2,742	2,814	2,823	2,764	2,759	2,744	2,703	2,686
積 立 金	2,569	2,530	61	61	61	61	61	61	61	61
普 通 建 設 事 業 費	8,777	7,911	8,128	8,447	7,321	7,297	7,597	6,895	7,276	8,517
災 害 復 旧 事 業 費	0	3	15	15	15	15	15	15	15	15
失 業 対 策 事 業 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	62,317	61,351	61,086	62,108	62,017	62,059	62,890	62,699	63,197	65,042

新 市 建 設 計 画

平成 2 6 年 1 2 月 変 更

平成 3 1 年 3 月 変 更

発行：豊川市企画部企画政策課

住所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

TEL : 0533-89-2126

FAX : 0533-89-2125

HPアドレス：<http://www.city.toyokawa.lg.jp>

E-mail：kikaku@city.toyokawa.lg.jp